

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、統合幕僚学校における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

統合幕僚学校における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達

改正 平成19年1月5日 統合幕僚監部達第1号  
令和元年6月24日 統合幕僚監部達第1号  
令和2年12月2日 統合幕僚監部達第6号

（趣旨）

第1条 この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付金の支払者）

第2条 給付金は、統合幕僚監部の官署支出官が支払うものとする。

（支給手続）

第3条 統合幕僚学校長（以下「学校長」という。）は、訓令第5条第3項に定める給付金の支給決定に関する通知を受けた場合には、教育訓練履修給付金支給調書（別紙様式第1。以下「支給調書」という。）を作成し、当該給付金の支払日の10日前までに官署支出官に送付するものとする。

2 官署支出官は、前項の支給調書に基づき給付金の支払いを行うとともに、支給調書の写しを学校長に送付するものとする。

（返納手続）

第4条 学校長は、訓令第8条第6項又は第9条第8項の規定により給付金を返納させる場合には、教育訓練履修給付金返納調書（別紙様式第2。以下「返納調書」という。）を作成し、官署支出官に送付するものとする。

2 官署支出官は、前項の返納調書を受領したときは、その内容を確認の上、学校長に送付するものとする。

3 学校長は、官署支出官から返納調書の送付を受けた後、歳入徴収官に返納調書の写しを添えて、債権の発生を通知するほか、教育訓練履修給付金返納

通知書（別紙様式第3）を作成し、返納調書の写しを添えて給付金を支給される留学生（以下「支給留学生」という。）に送付するものとする。

（関係書類の保管）

第5条 学校長は、支給調書、返納調書及び防衛大臣から送付された支給の決定、打切り、停止、再開に関する通知書を、それぞれ支払日の属する年度の翌年の1月1日から起算して5年間保管するものとする。

（支給の打切りに関する報告）

第6条 学校長は、支給留学生について訓令第8条第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を別紙様式第4により、速やかに統合幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を打ち切る予定日
- (3) 支給を打ち切る理由。支給を打ち切る理由を証明するものがあれば、それを添付するものとする。

（支給の停止に関する報告）

第7条 学校長は、支給留学生について訓令第9条第1項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を別紙様式第5により、速やかに統合幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を停止する予定日
- (3) 支給を停止する理由。支給を停止する理由を証明するものがあれば、それを添付するものとする。

2 学校長は、訓令第9条第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したと認められる場合には、次の各号に掲げる事項を別紙様式第5により、速やかに統合幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を再開する予定日
- (3) 支給を再開する理由。支給を再開する理由を証明するものがあれば、それを添付するものとする。

（委任規定）

第8条 この達に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、統合幕僚学校長が定めることができる。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日統合幕僚監部達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（令和元年6月24日統合幕僚監部達第1号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日統合幕僚監部達第6号）

この達は、令和2年12月2日から施行する。

別紙様式第1(第3条関係)

教育訓練履修給付金支給調書								
番号	履修課程	国籍	階級	氏名	支給期間	支払額	署名	摘要
1								
2								
3								
4								
5								
6								
上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日  実施機関の長 官 職  階 級  氏 名					上記のとおり支払ったことを証明する。 令和 年 月 日  官署支出官 官 職  階 級  氏 名			

## 別紙様式第2(第4条関係)

## 教育訓練履修給付金返納調書

留学生氏名		国籍		階級	
履修課程名 (履修予定期間)	～	日本国 滞在時住所			
給付金既支給期間	～	給付金 支給年月日			
給付金正当支給期間					
給付金返納理由					
給付金支給済額		円	(算定式)		
給付金正当支給額		円	(算定式)		
差引返納額		円			
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日 (実施機関の長)</p> <p>官 職 階 級 氏 名</p>					
<p>上記のとおり支払ったことを確認する。</p> <p>令和 年 月 日 (官署支出官)</p> <p>官 職 階 級 氏 名</p>					

別紙様式第3(第4条関係)

発簡番号  
発簡年月日

殿

(実施機関の長)

教育訓練履修給付金返納通知書

貴殿に係る教育訓練履修給付金について、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令(平成10年防衛庁訓令第35号)第8条第1項、第2項又は同第9条第1項の規定により 年 月 日に支給した給付金のうち、下記の額を返納していただくことになりましたので通知します。  
なお、別途納入告知書が送付されますので、その指示に従ってください。

記

返納額 円

細部計算内訳は、同封の教育訓練履修給付金返納調書のとおりです。

別紙様式第4（第6条関係）

発簡番号  
発簡年月日

統合幕僚長 殿

統合幕僚学校長

教育訓練履修給付金の支給の打切りについて（報告）

統合幕僚学校における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達（平成18年統合幕僚監部達第13号）第6条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 該当する支給留学生
  - (1) 国 籍
  - (2) 階 級
  - (3) 氏 名
  - (4) 課 程 名
- 2 支給を打切る予定日
- 3 支給を打切る理由

別紙様式第5（第7条関係）

発簡番号  
発簡年月日

統合幕僚長 殿

統合幕僚学校長

教育訓練履修給付金の支給の停止（再開）について（報告）

統合幕僚学校における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達（平成18年統合幕僚監部達第13号）第7条第1項（第7条第2項）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 該当する支給留学生
  - (1) 国 籍
  - (2) 階 級
  - (3) 氏 名
  - (4) 課 程 名
- 2 支給を停止（再開）する予定日
- 3 支給を停止（再開）する理由